

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月29日 |
| 【会社名】 | 長瀬産業株式会社 |
| 【英訳名】 | NAGASE & CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 朝倉研二 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 代表取締役 名波瑞郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西区新町1丁目1番17号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 長瀬産業株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋小舟町5番1号) 長瀬産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内3丁目14番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表者 朝倉 研二及び最高財務責任者 名波 瑞郎は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下当社グループ）の財務報告に係る内部統制を整備し、運用する責任を有しております。

当社グループは企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。

それにもかかわらず、財務報告に係る内部統制は統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀を含む内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽記載を防止または発見できない可能性があります。また、当初予定していなかった企業内外の環境変化や非定型的な取引等に対応できないために、それを起因とする財務報告の虚偽記載を防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。この評価にあたっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告の信頼性全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性の観点から、前連結会計年度の連結経常利益の概ね95%をカバーする当社並びに連結子会社58社及び持分法適用会社2社を評価範囲としております。なお、連結子会社2社及び持分法適用会社23社については金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲には含めておりません。

全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲とした重要な事業拠点は、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を占める7事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。また、それ以外のリスクや重要性の高い勘定科目などについてもそれらに至る業務プロセスを評価対象としております。

3【評価結果に関する事項】

以上の評価結果に基づき、平成28年3月31日における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。